



報道発表資料の配付日時 8月24日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	「第3回動物愛護管理業務のあり方検討会議」の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>本道における動物愛護管理業務のあり方について、庁内外の関係者と検討を進めるため、「第3回動物愛護管理業務のあり方検討会議」を次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日 時 令和3年(2021年)8月30日(月) 14:00から16:00まで2時間</p> <p>2 開催場所等 環境生活部2号会議室(道庁本庁舎12階) ※Zoomを用いたWeb会議</p> <p>3 構成員(出席者は未定)</p> <p>(1) 関係団体 ・公益社団法人北海道獣医師会 ・酪農学園大学 ・認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会</p> <p>(2) 行政機関 ・札幌市動物管理センター ・旭川市動物愛護センター ・市立函館保健所 ・北海道(石狩振興局・保健福祉部・環境生活部) ※事務局 環境生活部環境局自然環境課 自然環境担当局長出席</p> <p>4 主な内容 (1) 「北海道における動物愛護管理業務のあり方(事務局案)」について 【事務局説明】【意見交換】 (2) その他</p> <p>5 その他 (1) 会議資料及び開催結果は、後日、道のホームページに公表します。 (2) 本会議の開催要領は別添のとおりです。</p>		
参 考			
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 当日の取材については、新型コロナウイルス感染予防のため1社1カメラ1ペンでお願いします。</p> <p>○ Zoomでのオンライン視聴(取材)を希望する場合は、8月26日(木)正午までに、所属、参加者氏名、連絡先を記載の上、下記メールアドレスまでご連絡をお願いします。kansei.shizen1@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク		
担 当 (連絡先)	<p>・環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係(担当者:山中)</p> <p>TEL:011-231-4111(内線21382)ダイヤルイン:011-204-5205</p>		

## 動物愛護管理業務のあり方検討会議開催要領

### 第1 目的

本道における動物愛護管理業務のあり方について、「北海道動物愛護センター(仮称)に関する基本的な考え方」(平成14年)や「北海道動物愛護管理センターのあり方検討について(課題整理)」(令和3年3月)を参考に、庁内外の関係者と検討を進め、基本構想を取りまとめるため、「動物愛護管理業務のあり方検討会議」(以下「検討会議」という。)を開催する。

基本構想は、広大な本道の地理特性や近年における犬猫の取扱状況、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)の改正などを踏まえたものとする。

### 第2 検討事項

検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 広大な本道の地理特性を踏まえた業務のあり方に関すること。
- (2) 動物の収容体制の確保に関すること。
  - ①長期収容できる飼養環境整備
  - ②引取頭数の減少の係る対応
  - ③多頭飼育崩壊や動物虐待、災害等発生時の緊急収容(犬猫数十頭)
  - ④新型コロナウイルス感染症等発生時のペット緊急収容(隔離施設)
  - ⑤動物愛護管理法など新たな基準への対応
- (3) 収容動物の長期収容対応と譲渡の促進、動物ふれあい事業を実施できる環境整備に関すること。
- (4) その他動物愛護管理業務の推進に関すること。
- (5) (1)～(4)に係る関係団体等との協働に関すること。

### 第3 構成

- 1 検討会議は、別表に掲げる団体(以下「構成団体」という。)をもって構成する。
- 2 構成団体を追加等するときは、検討会議の承認を受けなければならない。

### 第4 事務局

- 1 検討会議の事務局を北海道環境生活部環境局自然環境課に置く。
- 2 事務局は、庶務その他この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項を処理する。
- 3 事務局の総括は、北海道環境生活部環境局自然環境課動物管理担当課長(以下「事務局長」という。)が行う。

## 第5 会議

- 1 事務局長は、構成団体の代表者等が参加する検討会議を招集する。
- 2 議事進行役としての座長は、参加者が互選により選任する。
- 3 事務局長が必要と認めるときは、会議に構成団体以外の者の出席を求めることができる。

## 第6 その他

検討会議は、「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」に基づく「懇談会」の位置づけとし、同基準第3. 1（3）に基づき開催要領を定めるものである。

### 附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

別表

関係団体	公益社団法人北海道獣医師会
	酪農学園大学
	認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会
行政機関等	札幌市（札幌市動物管理センター）
	旭川市（旭川市動物愛護センター）
	函館市（市立函館保健所）
	北海道